

宮城教育大学附属中学校 いじめ対策委員会 規程

（設置）

第1条 深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの予防と解決のための総合的な対策の推進を図るため、宮城教育大学附属中学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ問題の総合対策の基本方針の策定や修正に関すること
- (2) いじめの実態把握に関すること
- (3) 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること
- (4) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

（構成）

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は校長、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、主幹教諭、養護教諭、学年主任、生徒指導主事をもって充てる。また、必要に応じて、当該学年教員・スクールカウンセラー等のほか、弁護士・臨床心理士等の第三者の出席を求めることができる。

4 対策委員会は、委員長が招集し、主宰する。

（開催）

第4条 対策委員会は、必要な場合に開催する。

（事務局）

第5条 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

2 事務局は、生徒指導・保健安全部をもって充てる。

3 事務局長は、生徒指導主事をもって充てる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めた場合に、対策委員会にPTAや地域、関係諸機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

（その他）

第7条 この規定に定めるものの他、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

付則	平成26年4月1日	施行
付則	平成28年4月1日	一部改正
付則	令和6年4月1日	一部改正
付則	令和7年4月1日	一部改正